

平成27年教育委員会臨時会会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成27年6月16日（火）
開会：午後7時30分 閉会：午後8時10分
- 2 開催場所 教育委員会室
- 3 会議次第
○議題の非公開について
○議案第69号 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の制定に係る意見について
- 4 出席委員
桶谷委員長、前田委員、井上教育長
- 5 会議に出席した説明員
松井教育次長、船見政策監、井口学校安全政策監、南堀教育総務課長、
伏見教育総務課主幹、白井教育総務課主査、熊田児童生徒支援課主任
- 6 会議に出席した事務局職員
鮫島教育総務課長補佐、奥川教育総務課主任、伊藤教育総務課主任
- 7 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人
(2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 委員長が臨時会の開会を宣言

議題の非公開 議案第69号について非公開とすることを可決

議案第69号 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の制定に係る意見について

【説明】

○南堀教育総務課長 議案第69号大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の制定について、6月10日の市議会の一般質問にて、高額の報酬を受けている一部の嘱託職員に関して条例でその額や支給方法について定めを置いていないということについて違法である旨の指摘がなされた。このことについて、執行部において現状を改めるべく本期市議会通常会議の最終日に条例案を上程するとの判断に至った。この条例案には、市教育委員会で任用する嘱託職員に関する条項も含まれていることから、当該条例案に係る意見を伺うこととなったものである。

○伏見教育総務課主幹 まず、地方自治法においてこの嘱託職員をめぐる給与に関する法の条項であるが、第203条の2が非常勤の職員に対して、第204条が常勤の職員に対して支給する枠組みである。

第203条の2は教育委員会の委員も該当する。ほか、地方公共団体の非常勤の職員に対して、報酬を支給すること、加えて、費用弁償、いわゆる通勤手当、旅費、この報酬と費用弁償の2つを支給することができるようになっており、その支給方法についても含めて条例で規定しなければならないとなっている。

第204条については、常勤の職員についてであるが、こちらは市長以下補助機関たる我々一般の事務職員、その他の常勤職員、ここでは常勤の臨時職員も含まれる。給料と旅費の支給、そして、第2項では手当の分類がされている。また、第3項では、その給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法については、条例で定めなければならないとなっている。

次の204条の2では、いかなる給与等々について、この法律や条例に基づかずしては支給できないと、これを破れば違法である旨を規定している。

本市では、大津市一般職の職員の給与に関する条例と大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例があるが、臨時または非常勤の職員については、別に協議して定めるということになっており内容は一切書かれていない。

このことについて、大阪府茨木市の平成22年最高裁の判断が出ている。これは、臨時職員に支給したボーナスの違法性が争われた住民訴訟であり、結果については、違法という判断があったが、市長に賠償の責めは負わない形で最終審はくくられているが、違法ではあるというはっきり判断がされた判例である。ここでは、条例に定めないまま支給したことを違法としたということ、常勤性のある職員でないボーナスは支給できないということ、その2つが大きなポイントになっている。この臨時職員については、1週間の勤務時間が6割に満たないケースであったため、常勤性がないにもかかわらず、常勤職員しか支給できない期末手当を払ったため違法とされた。茨木市では、平成17年に臨時職員にもボーナスが支給できるよう条例を定めたが、具体的な金額や支給方法が条例にないため違法という結論が出され、他の裁判官の補足意見での警告があったにもかかわらず、本市も含めて多数の自治体ではまだ条例制定ができていないままであった。

そのことについて今回市議会議員が一般質問し、総務部長が早く対応したいことを答弁し、急遽条例をつくることになった。

第1条の趣旨、第2条の報酬、第3条の特別報酬を規定し、第10条から費用弁済が続く。第2条の別表1では、嘱託職員を機構順に並べているが、市担講師と呼ばれる教員の資格を持つ者については、実は他の教員と同じ常勤となるが、扱い上は嘱託ということでこの中に入っている。市担講師の方に対する報酬のあり方について、条例の第2条以下に幾つか市担講師に関する規定が出てくる。

第2項では、月額報酬について、全日数勤務しない場合は支給しないこと、第3項では、欠勤の場合はその分を削ること、第4項では、それらの支給については一般職の職員給与条例の支給の例によること、第5項では、日額等の支給の場合には翌月20日までに支給することを規定している。

第3条の特別報酬は、いわゆる手当に当たるが、手当というものは常勤の職員しか払えないため、特別報酬という表現でもって報酬扱いにしているが、市担講師については、後から市担講師だけの規定があるため、除いている。

第4条は、時間外勤務を命ぜられた場合のその時間外勤務手当相当の特別報酬等の支給について、第5条では、市民病院の関係とその支給方法、第6条も市民病院等の夜間勤務手当の関係を規定している。

第7条については、教育委員会の市担講師の特別報酬を別表第3で規定しており、第2項では、支給方法について県費負担教職員の条例を引用している。別表3では、市担講師と県費負担教職員との均衡を保つため給与相当額を支給するという考えのもと、同じような組立てとなっている。1つ目が地域手当相当分。2つ目が義務教育等教員特別手当相当分であるが、人材確保法に基づく教員の安定的な質の高い教員を確保するための手当である。3つ目の教員特殊業務手当相当分は、修学旅行や運動部等の随行という勤務以外の業務に従事された場合の想定分を支給するもの。そして、期末手当相当分と勤勉手当相当分がある。

第8条は、葛川少年自然の家に勤務する嘱託職員が宿直勤務をした場合の特別報酬について、第9条が退職手当について、そして第10条が通勤手当、旅費相当額の費用弁償について規定している。

【質 疑】

○桶谷委員長 嘱託はどういう定義づけか。

○伏見教育総務課主幹 嘱託職員というのは、地方公務員法3条3項3号の特別職のうち、臨時ないし非常勤の嘱託員である。

○桶谷委員長 常勤的嘱託員はいるのか。

○伏見教育総務課主幹 市担講師である。

○桶谷委員長 市担講師は嘱託職員にあたるのか。

○伏見教育総務課主幹 特定の業務を嘱託するという発令の仕方でもって嘱託職員であることを義務づけているので、任用の根拠でいくと、嘱託職員であると考えている。

○桶谷委員長 例えば、常勤講師と言われる人は普通の先生と同じ扱いをする。しかし、非常勤という形の人は、非常勤嘱託となり、当然これは期末手当等の支給の対象にはならない。ということ整理できないのか。

○伏見教育総務課主幹 地方自治法上の常勤、非常勤のその分類と、地方公務員法上の一般職、特別職の分類が、複雑に絡みあっており、解しきれないまま一旦、嘱託発令しているため、全て嘱託の中で条例化しているというのが現実である。

○前田委員 臨時職はどうなるのか。

○伏見教育総務課主幹 臨時的任用職員というのは地方自治法上、職員として位置づけられており、臨時職員でも手当支給の対象にしようとする、常勤でないといけないというところが導かれる。

○桶谷委員長 嘱託職員の発令を受けて、特別報酬を受けない人はいるか。また、期末手当の支給がある人とない人のくくりはどこが違うか。法的な根拠であるとか、具体的な名前じゃなくて、ここでもって支給をします、ここでもって支給をしませんというふうな、何らかの線引きをした根拠はあるか。

ただ、そのことで教育委員会に関連をするような方でそういう方はいるか。

○伏見教育総務課主幹 教育委員会の場合の職員でいきますと、例えば、学校現場の用務員が嘱託職員で期末手当の支給対象者になる。第3条の(1)、(2)に規定しているものでおおむね期末手当が支給される者とされない者に分かれる。これは1週間30時間以上とすると、正規の常勤職員の6割以上の時間数がある者、いわゆる常勤性があるとされる職員である。

○桶谷委員長 この30時間は、雇用保険や健康保険等と関連するのか。

- 伏見教育総務課主幹 雇用保険は20時間前後で切っているが、健康保険は30時間である。
- 桶谷委員長 今後は、支給される人とそうでない人を、何の根拠でもって区分をしているのかを明快にできるように研究する必要がある。
- 前田委員 臨時職員と嘱託職員について、特別報酬という規定がないとボーナスがもらえないということになるのか。
- 伏見教育総務課主幹 給与条例主義、いわゆる条例に具体的に盛り込まないとその支給には根本的な解決はないということである。
- 前田委員 それはそのように条例で定めてあるということか。
- 熊田児童生徒支援課主任 臨時職員の条例については、9月に出す予定である。
- 桶谷委員長 それはどういう者が対象か。
- 熊田児童生徒支援課主任 教育委員会では、用務員が対象である。用務員は、臨時職員と嘱託職員がいる。臨時対応だが、週38時間45分で正規職員と同じくらい働いていただいている。

【採 決】 可決

閉会 委員長が臨時会の閉会を宣言